

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：宇佐美 政英

○1. 基本構想について

端的に要点をまとめられていると思います。いくつかコメントだけ記載します。

「基本構想は、増加する児童虐待相談を背景に、住民に最も身近な行政窓口として、虐待の未然防止・早期発見に努めるとともに、切れ目のない一貫した支援体制の構築に向け、市児童相談所設置の基本方針や、施設整備の基本的な考え方を示すものです。」は良いと思います。身近で切れ目のない支援という理念はわかりやすいです。

○2. 児童相談所の概要

端的にまとまっており、特に意見はありません。

相談機能、一時保護機能、措置機能という三つを基本的機能としておりますが、基本的という用語を使うことは応用的？機能があるということでしょうか。

○3. 現状と課題

家庭児童相談室と児相の現状をまとめてあり、わかりやすいです。その中で船橋市の現状をうまく記載しています。

また、県と市という二つの相談窓口の問題を取り上げており、虐待相談の現場の問題を具体的に示しており、適切な課題の提案だと思います。

この窓口が二つあることでの現場の混乱はとても大きく、そこに市の児相を作ることに意義を見出すのは現実的な筋道だと考えます。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：宇佐美 政英

○4. 基本方針

「すべての船橋の子どもを切れ目なく一貫して守る拠点」と最初に掲げられており、その下に市児童相談所を設置することで、市の一元体制の下で切れ目のない一貫した支援を行い、県と市の隙間に落ちることなく、船橋の子どもたちを守っていきます。と記載されています。

わかりやすいとは思いますが、“隙間に落ちる”と表現は受け取る側にとっては良くない感じを受けるかもしれません。「県と市の隙間に落ちることなく」はなくてもいいと思います。

医師について精神科医と小児科医の配置と書かれていますが、これは常勤職員となる場合には、勤務の仕方などが問題になるかもしれません。

児相だけの勤務では薬物療法も行うことができません。他県で行われているように、児相の附属にクリニックを開設などすることが望ましいかもしれません。そうすることで、薬物療法を含めた全ての医業を行うことができると思います。

○その他、自由意見

特にありませんが、児童精神科医の立場からはその医師や弁護士の確保が困難であろうと想定しております。コロナの影響でどの医療機関も運営が厳しくなっていますので、医師を外で勤務させる余裕がなくなる可能性が高いと思われます。

また、心理司や福祉司の教育体制をどのように構築していくのが課題かと思えます。長く働ける良い人材を確保すると同時に、その生涯教育を担保していくことが、児相の機能にも大きく関わると思えます。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名： 内田 徳子

○1. 基本構想について

特段の異議はありません。

（基本計画が、子どもを保護、育成する客体とする視点に偏っているように思いますが、この点はここで異議を述べても仕方がないと思われそうです。）

○2. 児童相談所の概要

特に異議はありません。

○3. 現状と課題

特に異議はありません。

○4. 基本方針

(1)に「子どもたちを守って」に加えて、「成長発達を支援する」ことも明確にしていればと思います。

○その他、自由意見

虐待対応・介入する係と、支援する係を分けるのはよいと思います。児童相談所の内部ではありますが、ふたつの係の間の連絡、調整が重要です。普段から情報を共有できるシステムが必要だと思います。

施設の評価については、第三者によって行われることを明記していただきたいと思います。

第 1 回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名： 大塚 佳子

○ 1. 基本構想について

基本構想について、とくに異論はありません。

虐待事例は増え続けていますが、今後の社会情勢や子育ての意識、家族関係の変化などを考えて、少子化になるのは事実なのですが、だからといって虐待は減っていくのか、今後も増えていくのか予測がつかず知りたいたいです。他の有識者の方のご意見を参考にしてください。どこかで高止まりはすると思いますが。

「次世代を担う子どもの育成」は、市の計画の中でも、かなり重要な部門だと思います。10年後20年後のその地域の発展、経済的なことだけでなく、過ごしやすさ、つまり住民が安心してくらししているかどうかは大きなことです。その中で、子育てをしやすい地域として施策を積極的に打ち出していくことは、アピールしていくべきでしょう。

現代の子育ては、生活が多様化しているためモデルをつくりにくく、保護者は何が正しいのか確認できない不安のなかで行われている現状もあります。そういったなかで、とにかく子どものことで悩んだら、安心して行く場所があることはとても必要で、「住民に最も身近な行政窓口」として「切れ目のない一貫した支援体制の構築」はとても意味のあることだと思います。船橋で子どもを産んだら、一回以上はだれでも訪れたことのある場所、ちょっとした相談や、情報の収集ができる場所としてあるべきではないでしょうか。

支援を強調し、もちろん、虐待への対応という介入への切り替えは迅速にする必要がありますが、支援と介入のバランスをうまくとることで、「未然防止」「早期発見」になるというのは資料に記載された通りと思います。

メディアなどで、「児相といえば虐待」というイメージが協調されすぎているので、子育ての支援、サポートの場所であるということを、市民の皆様にも戦略的にアピールしていく必要があるのではないのでしょうか。

○ 2. 児童相談所の概要

児相といえば、虐待の烙印を押されて、子どもを取り上げられるというイメージが少なからずできている気がするので、「相談機能」であることは、市民に強く PR していく必要があると思います。

土台としての相談機能があるからこそ、虐待の未然防止、早期発見があるという考え自体を市民に伝えるべきだと思います。

また、福岡市の「えがお館」のように、教育（教育委員会）と警察（非行少年対応の少年サポートセンター）の連携がとてもスムーズなことで、多様な対応が迅速にできることも、とても参考になると思いました。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名： 大塚 佳子

○3. 現状と課題

① 通報窓口の二元化

現状の二元化では、増え続けている虐待件数に、迅速な対応ができていないのはお示しになられている通りで、船橋の児相設置により、その問題が解消できることは期待いたします。

一元化するには、初期の相談をうけたときのアセスメントがとても大事で、支援で済みそうか、介入がすぐに必要なかを判断できるよう、しっかりしたシステムの上で、また対応する職員の一定レベル以上の判断ができる人材育成が必要かと思えます。

② 権限と支援体制の二元化

支援と介入は、保護者との関係づくりなどから考えると、わかれているほうがよいと思いますが、県と市でわかれているのでは、市で対応できないくらいのケースはしかたないかもしれませんが、多くのケースは、市と県で認識や方針、保護者との関係づくりのギャップはできてしまうと思います。かなり密な報連相ができていればよいかもしれませんが、実際には難しいでしょう。

立場は違って、同じ建物内で、すぐに顔を合わせて共通認識をつくりやすい施設のほうが理想だと思います。表向きは「支援機関である」ことを、市民には強調したほうがよいと思いますが、実際は虐待の対応という、警察的な役割が、重く厳しくあるわけなので、そのギャップをうまくカバーするには、一つの拠点というのがよいように思います。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名： 大塚 佳子

○4. 基本方針

(1) 「切れ目なく一貫して守る拠点」は、そうあるべきだと思います。

子どもは社会的弱者ですし、また子育てをしている保護者は、責任を過剰に感じて、ストレスをためやすい状況があると思います。市民にとっては、子育てのシステムが安心・安全に機能することは、長い目でみて市の将来の発展性に大きなことだと思います。

(2) 児相の機能

「支援と介入」のバランスをとることと、できる限りの一時保護所が本当に「安全で安心できる環境」づくりには工夫と配慮を最大限するべきかと思います。

DV 対策協議会も、私は2回ほど参加させていただいています。DV と児童虐待は密な関係があり、DV 対策担当と児相の連携はとても重要と思います。

また教育や福祉や警察や司法、医療などの多岐にわたる関係機関との連携も必要で、市政のかなりの部分とかわることから、市からの十分な予算や人力的な配慮はお願いしたいと思います。

(3) 設置するねらい

- ・迅速性と機動性 十分な人員と、きちんとアセスメントができる職員が必要です。
- ・県への送致はなくなりますが、県との役割分担は一部継続になりますか？
- ・家庭児童相談情報の一元管理

一元化はとても期待できます。しかしケースによっては大変な親子もいると思うので、担当する職員が負担になりすぎないように、柔軟に1人で担当、複数人で担当など対応を変える配慮が必要かと思います。そのためには十分な人員を確保しておいたほうがよいと思います。

- ・切れ目のない一貫した支援

これも大事だと思います。上記のように、親子との関係性が大変な時は、サポートがちゃんと入るように、スーパーバイザーはとても大事かと思います。また人事異動で人がかわったら支援がかわることがないような配慮も必要と思います。

- ・きめ細かい息の長い支援

なにより、これが大事という、市民からの理解が必要です。うまく PR したり、学校関係の人に理解をしてもらったり、戦略と十分練ったほうがよいと考えます。

関係部署との連携はとても大事で、福岡は教育委員会と警察がワンフロアという建物になっていたりして、参考になるとよいと思います。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名： 大塚 佳子

○その他、自由意見

この度、この役を引き受けるにあたり、大変責任を感じています。私は肩書もない一介の精神科医で、しかも子どもに関する研修をうけてもいませんで、ずっと28年間大人の精神疾患をみていました。児相とのかかわりは、虐待保護者へのカウンセリングという東京都の事業の一環で、月1回を15年ほどやっています。

今までの通常の診察で気づいたことですが、精神科を訪れる相当数の人は、どんなに年を取っていても、その人がどういう養育環境で育ったかということが、ずっと影響し続けているということです。とくにトラウマの勉強をしてからは、養育環境について気を付けて問診するようになり、そのことで治療の仕方がかなりかわりました。

子どものころに困難な目にあうことは、親との関係の修正はもちろんですが、親以外に自分を助けてくれた人がいるという体験が、とても大事です。その子が将来どこまで社会を信じて生きていけるか、自分を肯定されて、自信をもって生きていけるかにかかわってきます。なので、児童相談所の役割は、本当に大変ですが、とてもやりがいのあることです。

ぜひ関係する職員の皆様に、バーンアウトはせず、大変意義のある仕事に携わっているという誇りをもちつつ、この仕事を遂行していただきたいと思います。

職員のおひとりおひとりが、ご自身を大事にする気持ちを忘れず、船橋の親子のケアとサポートをしていただけたらと思います。

自分は勉強不足でまだまだ足りないところばかりですが、どうぞよろしく願い申し上げます。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名： 柏女 霊峰

○1. 基本構想について

児童相談所を設置することにより市が担わなければならない業務と、そのために策定する計画についても記載しておいた方がいいのではないかと思います。例えば、関連する計画としては、社会的養育推進計画や子どもの貧困計画、ひとり親家庭福祉計画、障害児福祉計画などがあります。また、関連する業務としては、里親認定、被措置児童等虐待の調査・施設への運営指導、児童福祉施設の設置認可、子ども虐待死亡事例検証などがあり、それらも整理しておく方がいいように思いました。

さらに、精神保健福祉センター、婦人相談所など、船橋市にない県レベルの社会資源との連携体制の整備なども触れておくことが必要かと思いました。

○2. 児童相談所の概要

ここは事実の記載部分であり、特に意見はありません。方針を記載する部分の説明資料が入っている必要がありますので、後半の方針に関する部分が修正されれば、それを説明する資料の修正・追加が必要だと思います。

○3. 現状と課題

① この部分も現状については事実の記載なので、意見はありません。2と同様、方針を記載する部分の説明資料が入っている必要がありますので、後半の方針に関する部分が修正されれば、それを説明する資料の修正・追加が必要だと思います。

例えば、17頁の障害の判定を児童相談所が担うとすれば、その制度や現状がどのようになっているかは、ここで述べられておくことが必要かと思えます。

② 課題についても、特に意見はありません。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名： 柏女 霊峰

○4. 基本方針

- ① 配偶者暴力相談支援センターとの合築が考えられていないようですが、それにもかかわらず、児童相談所が要保護児童及びDV対策地域協議会調整機能を果たすということはどういうことでしょうか。配偶者暴力相談支援センターとの関係を明示すべきと思います。
- ② 子ども家庭総合支援拠点機能を果たす機関として家庭児童相談室を併設することとしていますが、政令指定都市の各区設置のように、家庭児童相談室を地域に複数設置したほうが児童相談所との役割分担が明確化すると思います。家庭児童相談室の機能や性格、役割の再検討が必要だと思います。
- ③ 障害児相談部分をどこが担うのかの整理が必要だと思います。児童相談所から分離して、子ども発達センターなどが担う方法もあるかと思います。
- ④ 児童相談所がどのような相談を担うのか、家庭児童相談室との役割分担をどのようにするかについての基本方針が必要だと思います。そのうえで、5.の運営方針に向かうことができます。

○その他、自由意見

- ・再掲ですが、家庭児童相談室を1か所とするのか、複数設置して地域包括ケアを担うこととするのかの整理が必要だと思います。
- ・再掲ですが、障害児相談はどこが担うのかの整理が必要だと思います。
- ・常勤弁護士として勤務する人がいたとしても、その人が定年まで勤務するかどうかは定かではありませんし、児相勤務経験が弁護士としてのキャリアアップにつながるかどうかも未知数です。そんななかで、質の高い常勤弁護士を確保できるか不安です。それより、複数の弁護士の非常勤勤務や事務所との契約の方が役に立つと思います。
- ・医師の配置は絶対的に必要ですが、児童相談所の業務をどこまでとするかによっても異なると思います。障害児相談や措置を児童相談所で行うのか、発達センターで行い、首長部局で施設給付決定や措置を行うのかによっても異なります。まず最初に、方針決定が必要だと思います。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：川崎 二三彦

○1. 基本構想について

全体として、本来ならば、基本構想（案）について、十分説明を受けて意見を述べる
ことが適当と思いますが、やむを得ない事情のため叶いません。その点をお断りした上
で、意見を述べていきます。

まず最初の「基本構想」ですが、策定の経緯、趣旨、上位計画・関連する計画は、い
ずれもこれまでの取り組みの説明として事実関係を述べているものと思われます。した
がって、特段の意見はありません。

○2. 児童相談所の概要

この項目は、児童相談所運営指針の引用、要約だと思いますが、

- ① 児童相談所が目的を達成するために満たすべき4つの条件を記しておくことを希
望します。
- ② 基本的機能について、「(7) 市町村援助機能」が抜けています。中核市として設置す
る場合、この部分は該当しなくなるかも知れませんが、省略せず記載し、必要であ
れば注を加えるなどをご検討ください。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：川崎 二三彦

○3. 現状と課題

現状については、冒頭でも述べたように、さらに具体的にご説明を受けて質問等をさせていただくのがよいと思いますが、報告書案について、以下の点を補足していただくことを希望します。

- ① 市川児童相談所について、管内全体の人口（及び児童人口）がわかれば加えてください。

児童相談所の規模が過大なことが支援にとって課題となっていることについて、先の県の死亡事例検証報告書でも述べており、県としてもそれを受けて児童相談所を増設する方向が出されていますので、市川児童相談所の人口等も示しておいた方がよいと思いました。

- ② 11 ページの図について

- ・児童相談所から市町村への送致もできるという法改正がなされたことをふまえて、その流れを矢印で示した方がよいのではないのでしょうか。
- ・一時保護解除後に在宅支援となって、市町村に支援を要請する場合もあるかと思うので、それを示す矢印もあった方がよいのではないかと思います。

- ③ 11 ページに「権限と支援体制の二元化」が項目として立てられ、その中に、「両機関で緊急性の認識や支援方針が異なり、適切な支援が行えない」との指摘があります。

この点は（全国的に）しばしば問題となっていることであり、体制上のことでもないので、「リスク判断や支援における方針の齟齬（不一致）」「認識の相違」等として別の項目を立てるのもよいのではないかと思います。

この点も市が児童相談所を設置することで解消する課題の一つだと考えられます。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：川崎 二三彦

○4. 基本方針

目指す姿に書かれている「すべての船橋の子どもを切れ目なく一貫して守る拠点」について、「船橋のすべての子ども」のほうが落ち着くのかなという気がします。

12 ページの下部に「※一部の機関は市児童相談所設置後に構成機関となることを想定」とありますが、表の題は「要保護児童及びDV対策地域協議会構成機関」となっているので、両方で使われている「構成機関」の意味（範囲）が不明瞭に感じます。整理をしたほうがよいのではないのでしょうか。

ここまで全体を通して、気づいた点を記載しましたが、報告を直接聞かせていただいたり、他の委員の方の発言に刺激を受けて考えることなどができないので、不十分さがある点を割り引いていただければと思います。

○その他、自由意見

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：竹下 利枝子

○1. 基本構想について

市児童相談所を設置するという構想が、

- ①家庭児童相談室の相談件数、とりわけ虐待件数の増加
- ②法改正により中核市でも設置できると規定されたこと

という二点が大きな背景にあるとしているように読み取れます。

市として船橋市の子どもを積極的に守るんだ、家庭を支えるんだという明確な姿勢を示すべきではないかという印象を持ちました。

○2. 児童相談所の概要

P.5

療育手帳の判定業務を行うのであれば（私としては手帳の判定は児相とは違うところで行うのがいいと思いますが、市民が児相設置を歓迎する理由の一つと考えるならば、手帳の判定を切り離さない方法もありかなとも思います）、相談機能の中に障害児相談として入れた方がいいのかなと迷いつつ思います。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：竹下 利枝子

○3. 現状と課題

P.7

家庭児童相談室の実施業務の中の相談・支援事業は、「家庭における子どもの養育や虐待に関する相談に応じ、必要な支援はもとより、虐待通告に関しては必要な調査、安全確認、モニタリング等を行う。」と、もう少し実態に踏み込んだ表現にしたらどうでしょうか。

P.11

「②権限と支援体制の二元化」は意味が分かりにくいように思います。

「介入（権限行使）と支援の二元化」としたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

最後の三行も気になります。

「緊急性の認識や支援方針が異なると適切な支援が行えないこともあります。」は表現が不適切だと思います。

児童相談所と市では、その機能・役割の違いから認識や支援方針が異なることは生じます。その際、大事なものは丁寧な情報共有と議論です。むしろ意見の違いからその家庭への的確なアセスメントにつながることも多くあります。

書き換えるとするならば→

「介入的にかかわっていた家庭も経過の中で支援を受け入れる事例もあるとともにその反対の事例もあります。家庭状況やニーズは変化するので、介入と支援、県と市、どちらが前面に出るのか柔軟に選択する必要があります。市児童相談所においては一機関内で選択できるため、柔軟な対応という利点があると思われます。」

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：竹下 利枝子

○4. 基本方針

P.12

(2) 市児童相談所の機能

家庭児童相談室機能がここに含まれているのに、P.14の組織体制のイメージ図では同じ建物の中に二つの組織があるような表現になっており、頭の中が混乱しました。P.14は次回ですので、その時までにはイメージ図を修正する必要があると思います。

○その他、自由意見

運営方針は次回以降の議論になりますが、カテゴリーの順序立てがバラバラなためでしょうか、総論なしで各論の叙述が始まるのが気になります。次回以降の検討会でのたたき台になるのでよろしくご検討ください。

また、職員のバーンアウトを防ぐためには、交代制、フレックス制などの検討も必要に思います。市役所労務管理部門とのすり合わせなどもしておく必要があるのではないかと思います（これは老婆心です）。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：本間 敏子

○1. 基本構想について

- ・特にありません。
- ・家庭児童相談室の強化を願う所です。
- ・児童相談所のイメージが一般住民から良いイメージを持たれないので、住民に最も身近な行政窓口として、縦関係、横関係、他機関との漏れのない関係づくりが出来る事を願います。
- ・職員の確保・職員の育成⇒県議日より（R2・5・5）では
 - ①R2年児相職員110名増員
 - ②中央・市川・柏児相に「支援課」を新設
 - ③中央児相「人材育成研修課」を新設。研修の高度化を図り、職員の1人1人の能力向上を計画的に進める。
 - ④第3者による監査体制を整備する。
- ※「支援課」の業務内容を知りたいです。
- ・ちなみに、恩寵園に措置入所している子ども達は、市川児童相談所管轄から多く入所しております。
4月2日現在59名中20名。（柏児相16名・中央児相8名・君津児相6名・東上総児相1名・千葉市児相8名）
⇒「すべての船橋の子どもを切れ目なく一貫して守る拠点」として船橋市の目指すところですかね。

○2. 児童相談所の概要

- ・一時保護機能について、児童相談所運営指針の即しての記載ですが、個人的に語彙？
相手を威圧するようなので
⇒必要に応じて子どもと保護者の安全安心等を考慮して一時的に保護する機能
（すみません。いい過ぎましたか）
- ・市の家庭児童相談の現状の②の職員体制数は、相談件数が年々増加している中で対応は一人当たりの相談数は何件ですか教えて下さい。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：本間 敏子

○3. 現状と課題

- ・窓口の明瞭化、みえる化、相談しやすい窓口。
- ・データーの共有することで迅速な対応が出来ると思います。

○4. 基本方針

- ・特にありません

○その他、自由意見

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：村社 歩美

○1. 基本構想について

小児科診療所にて10年以上、市内の子育てに関わってきました。

出生数が年々減少する中、多くの子どもは家族に待ち望まれて生まれ、大切に育てられています。

それゆえ、格差社会の中で、一部の子どもたちの育ちの環境は相対的に悪化しています。つまり、教育の機会に恵まれ、多くの大人の目が行き届いている子どもとそうではない子どもとのギャップが拡がり、後者の家庭はますます孤立し、時に児童虐待や未成年の犯罪、貧困の連鎖に結びついています。

また、一見問題のない前者の家庭においても、少子化・晩婚化などの影響か、大人たちの過剰な、あるいは自分本意な期待によって、子どもの育ちを難しくしている例が散見されます。

このように、支援を要する家庭が増えていることを現場にて常々実感しています。地域により近い、機動力のある組織として、出生前から成人に至るまで子どもの支援を一貫して行う市の児童相談所が設置されることに、大変期待しています。

○2. 児童相談所の概要

設置の目的では、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ〜等と書かれています。しかし、基本的機能の構想は「子どもの援助を行う」としつつも、子ども自身の声を救い上げ、そのニーズに答える視点に欠けていると思います。

従来の児童相談所の役割・機能にとらわれず、子どもを中心に置く、船橋独自の理念に基づき、設置を進めて頂きたいです。

第1回検討会における基本構想（案）に対する意見

委員名：村社 歩美

○3. 現状と課題

相談窓口や権限及び支援体制が、これまで市と児相とで二元化していたことに起因する問題点は、当院においても実感してきました。

当院にて経験した事例では、児相と家児相が親子の状況に応じてそれぞれ関わっていましたが、その時々で責任の所在がどちらなのか分かりづらい、申し送りが不十分、と言った問題があり、一貫した支援を行うのに難があると思われました。

しかしながら、二元化していたことの利点もあります。例えば、支援を要すると考えられる保護者は、権限の強い印象のある児相への相談を拒否しても、家児相との関わりは受け入れることがあります。

従って、利点と問題点を考慮しながら、市独自の新しい体制を整える必要があると思います。

○4. 基本方針

市児童相談所の設置により基本構想に掲げられている通り、市の一元体制を実現できることは、とても望ましいと思います。

(1)に挙げられた「目指す姿」を見失うことなく、計画が進められることを期待します。

- 課題として、市内に関係機関が集約するため、
- ・保護された子どもの家族に居場所が分かり易い
 - ・うわさが広まりやすい。

などプライバシーに関わる点も考えられると思います。

構想段階から、十分配慮していかなければならないと感じます。

○その他、自由意見

平成28年に児童福祉法の第一条が改正されました。

条文の主語が児童となり、その権利が尊重され、愛されて育てられるべきであることが明記されました。

船橋市児童相談所は、改正後に新たに設置される施設として、子どもの権利を常に中心に置き、高い理念のもと運営されるようお願い、できる限りご協力致します。